

2020年(令和2年) 4月17日

株式会社リンクストア 御中

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3階D号室

Tel 082-962-6181 Fax082-962-6182

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 木村 豊

担当(理事) 長井 貴 義



再々申入書

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

これまで当法人から貴社に対しては、昨年5月27日付の質問書、本年1月6日付再申入書を送付しました。

これに対し、貴社から、本年1月31日に、当法人に対し「規約を変更したのでホームページを確認してください。」といった趣旨の電話連絡がありました。当法人としては規約変更の経緯や趣旨を明確にするためにも、貴社に対し、再三にわたり書面による回答をお願いしましたが、貴社からは、弁護士の指示によるとして書面での回答は現在まで送られてきておりません。

従いまして、貴社の規約の変更の経緯および趣旨は必ずしも明らかではありませんが、ホームページ上で表示される規約によると、依然、以下の問題があります。

これまでは、直前のキャンセルやパーティー開始後の途中退場について、「理由の如何を問わず」1万円などのキャンセル料を請求するとされてきました。この点について、このたび、「正当な理由」がない場合にキャンセル料を請求するとし、この「正当な理由」を「急な病気、事故、親族の不幸」などと例示したうえで、これらにつき「1週間以内に公的書類を提出した場合」に限り「他パーティーへの振替で対応する」と変更されてきました。

変更後の規定について検討すると、まず、この規定の文言をもとにするると、たとえば「親族の不幸」についての「公的な書類」とはどのような書類を念頭に置いているのか、提出すべき書類が不明確です。

そのうえ、提出期間を1週間に限定することは、まさに例に挙げられた急病のような場合、対応が不可能となる可能性が充分にあります。

さらに、「他パーティーへの振替」によってのみ対応することは、事故等により爾後パーティーに参加が困難となった消費者の救済を不可能とするものです。

したがって、当法人としては、変更後のキャンセル料の規定も、消費者に過大なキャンセル料の負担を負わせるものであり、「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定」する規定が「解除の事由、時期等の区分に応じ」「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」に該当し、消費者契約法9条1号に反するものとして無効であると考えます。

よって、再度、契約条項を改めるよう貴社に対して申し入れます。

本書が貴社に到達後2か月以内に何らのご回答をいただけない場合、当法人としては、改めて、消費者契約法12条に基づく差止請求権を行使して訴訟を提起するための手続に入りますので、ご承知置きください。なお、貴社の見解をより明確にするために、回答は必ず書面で送りいただきますようお願い致します。

また、本書およびその回答（回答の有無を含む）は、公表させていただく場合があります、訴訟提起にあたっては公表することもご承知置き下さい。

敬具